

# 業務再点検結果報告

部署名	表示・規格課
部署の業務内容	JAS法に基づき、食品の表示及び有機農産物の格付けが適正に行われているかの監視・指導。食品表示制度の普及啓発。

## 1. 基本的視点に関する点検

		項目	対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	①消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者、事業者などからの食品に関する問い合わせ、情報提供については、食品表示110番対応マニュアルに基づき、消費者の立場を最優先した対応及び処理を行っている。</li> <li>・さらに、適切な対応を図るため、食品表示担当者全員を対象とした対応研修を平成20年12月に実施し、丁寧・誠実・親切な説明を行うこと等を徹底している。</li> <li>・日頃からJAS制度の普及・啓発に努めているが、事業者等からの講師派遣要請には積極的に対応するとともに、消費者、事業者を対象とした食品表示に関するセミナー、フォーラムを開催している。</li> </ul>
		②国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のような取組の結果として、事業者等からの食品表示に関する問い合わせが大部分を占める食品表示110番の受付件数は、大幅に増加するとともに(18年度553件→20年度1,186件(2月末現在))、食品表示に関する説明会等への講師派遣要請の件数も増加(18年度26件、20年度59件(3月15日現在))しており、農政事務所の取組の成果が現れ、各方面から評価されてきていると認識している。</li> </ul>
	苦情、要請等への対応	③国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年6月に発覚した牛ミンチ事案については、情報提供の放置との批判を受けたことから、北海道等の関係機関と連携的確認等の改善策を直ちにとり公表した。現在は、二度と同じ誤りを繰り返すことのないよう、その改善策を実践するとともに、情報提供については、食品表示110番対応マニュアルに基づき、適切に処理している。</li> </ul>
		④苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		⑤そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、20年9月から11月にかけて実施された食品表示に関する行政評価局による実地調査において、情報提供の関係機関への回付について、一部に期間を要しているとの指摘を受けたことから、事案の進行管理を厳格に行う改善策をとり、迅速な情報回付に努めている。</li> </ul>
		⑥対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
基本的な視点(つづき)	政策の目的・効果に関する説明	⑦国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者や事業者を対象としたフォーラム、セミナー、説明会等を開催するとともに、地方自治体や食品事業者・団体等からの講師派遣要請には積極的に対応し、食品表示制度について説明を行っている。</li> <li>・また、農業者が農産物を直接販売する機会が増加していることから、21年1月から3月までの期間、農産物直売所等への食品表示制度の説明を集中的に実施している。</li> </ul>
		⑧政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		⑨国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会等を行った際に出された意見については、適宜本省に報告している。なお、意見は原料産地の義務表示の拡大等、食品表示制度そのものに関わるものが大部分であることから、それらの意見に事務所として個別にフォローアップできるものではないが、説明会等の中で審議会等で議論されている品質表示基準見直しの情報等について紹介するようにしている。</li> </ul>
		⑩政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、原料産地の表示見直しが具体化されていくことになるため、消費者、事業者との意見交換の機会を増やし、現場の意見を本省に伝えることとした。</li> </ul>
		⑪そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、これらの取り組みについては、機会を増やしてほしいという要望があることから、当方での開催に当たってはできる限り参加しやすいよう場所、時間等に配慮したい。</li> </ul>
		⑫ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
		⑬説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
基本的な視点(つづき)	業の振興と消費者の利益	⑭部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JAS法の理念に従い、消費者の選択に資するため事業者が品質表示制度を適正に取り組むことを公平に指導することで、消費者利益に繋がるだけでなく、結果、事業者間の取引の公正化、業界としての利益にも資するものと考えている。</li> <li>・したがって、事業者に対する指導等の措置についても定められた基準(各調査マニュアル、指示・公表の指針)に基づき実施しており、特定の団体や業者を擁護するようなことはないが、常に基準に基づき実施するよう努めている。</li> </ul>
		⑮業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		⑯現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

※対応欄には、「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「-」を付す。

2.食の安全業務についての点検

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	○	表示・規格課業務が食の安全に直接関わるわけではないが、食品表示は食の安全を担保するものと認識しており、その意味では全ての業務が該当すると考える。
	業務の見直し	○	・そもそも表示・規格業務はBSE発生等を機に地方農政事務所で行ったこととなった業務であることから、日々の業務が適切に行われていることについて検証を行うことが必要と認識している。 ・19年度に当事務所で発生した牛ミンチ事案については、事務所独自でも分析・検証を行い、業務運営に係る改善策を報告書にまとめ(19年11月)、日々実践している。 ・また、牛ミンチ事案発覚1周年を機に、表示・規格業務に係る失敗事例集を作成(19年6月)し、業務担当者で情報共有を図り、日常業務の点検と致命的な間違い防止に努めている。 ・従来から作成されていた「消費・安全局の役割」に加え、農林水産省のビジョン・ステートメントを常に携行することとし、国民の健康を守るが何より重要であるとの意識を持つようしている。 ・20年12月より、食品表示110番に寄せられた情報提供等に基づき実施した疑義案件の調査について、個別案件ごとに適切な対応がなされたかどうかの検証を定期的(2ヶ月に1回程度)行っている。 ・21年6月には、食品安全研修の一環として外部講師を招きコンプライアンス関係の講義等を行うことを予定しており、来年度以降も牛ミンチ事案を風化させない取組を続けることとしている。
		○	③見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。
		○	④部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。
		○	⑤部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。
食の安全業務についての点検(つづき)	業務の見直し(つづき)	○	⑥その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。
		○	⑦フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。
		○	⑧その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。
		×	⑨他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。
		—	⑩おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。
	×	⑪第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	
影響可能性の確認	—	⑫食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	

※対応欄には、「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「—」を付す。

	ご意見の内容	ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	今回(21年1月)の玄米及び精米の品質表示基準の改正について、消費者への周知は我々事業者だけは限界があるので、国においても取り組んでほしい。	本省では、今回の基準改正に関して新たにパンフレットを作成する予定はないとのことであったので、事務所独自で消費者、事業者向けのパンフレット(「覚えておきたいお米の表示」)を作成することとした(3月末完成予定)。パンフレットは、4月以降、小売店の店頭への配置、イベント等での配布等に活用する予定としている。
	加工食品の品質表示基準の改正等については、これまでに農政事務所から詳しい説明を受けたことがない。	これまで事業者に対する制度の説明会を行っていたが、平成20年度より、道内の食品加工製造業者等の各団体に直接出向き、制度説明と意見交換を行う取組を、本所だけでなく、各地域課でも行った。